

呉市議会議員政治倫理条例逐条解説

平成18年11月 7日 条例第37号
改正 令和 3年12月24日 条例第54号

(目的)

第1条 この条例は、呉市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的で公正な市政の発展に寄与することを目的とする。

(解説)

目的規定であり、立法目的を明らかにしたものである。
市民の信頼を強め、公正で開かれた地方政治の発展を目的としている。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わり公共の利益を追求するという自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような市民からの働き掛けがあった場合においても、これに応じてはならない。

(解説)

第1項は、市民の代表として地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならないという、議会及び議員の責務を明らかにした規定。

第2項は、その地位による影響力を不正に行使させるような市民からの働き掛けに応じてはならないという規定。

(政治倫理基準の遵守等)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品の授受をしないこと。
- (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）が行う許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の個人又は法人その他の団体のために有利な、又は不利な取り計らいをするよう働き掛けをしないこと。
- (4) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するよ

う働き掛けないこと。

(5) 市等の職員の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。

(6) 他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

2 議員は、政治倫理基準に違反する行為を行ったという疑惑を市民が抱いていると思われたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明するよう努めなければならない。

(解説)

第1項は、議員が遵守すべき政治倫理基準を定めたものであり、議員の潔癖な感覚と倫理による自覚を促す規定。

※ 本条で定義している「市等」には市の出資法人、指定管理者等も含む。

第1号 市民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうことや市民に不信を抱かれるような行為の禁止。

第2号 地位を利用した金品の授受の禁止。議員の職権や影響力を行使した利得行為（収賄罪やあっせん利得罪となりうる）だけでなく、地位利用の金品授受自体を禁ずるもの。

第3号 市等が行う公共工事や業務委託契約等に関し、特定の個人又は法人その他の団体のために有利又は不利な取り計らい、いわゆる「口利き」の禁止。

第4号 議員が市等の職員の適正な職務の遂行を妨げたり、市等の職員の権限や地位の影響力を不正に行使するように働きかけることを禁止。なお、職員とは、正規職員のみならず、会計年度任用職員、また、副市長、教育長、企業管理者も含む。職員に対する政治的圧力によって、行政の中立公正が損なわれないようにするため、職員を保護する面もある。

第5号 議員が市等の職員の採用、昇任その他人事に関し不当に介入することを禁止。

第6号 議員がセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等により他者に精神的、身体的な苦痛を与える行為の禁止。また、文書、インターネット等による他者への誹謗中傷、その他の人権侵害のおそれのある行為を禁ずるもの。

第2項は、議員自ら疑惑の解明を図ることで、市民の信頼回復を図る規定。

(審査の請求)

第4条 議員について政治倫理基準又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定による議員の兼業の禁止（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては地方自治法第18条の規定により議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署を、議員にあっては議員の定数の8分の1以上かつ2以上の会派に所属する議員の連署をもって、当該違反を疑うに足りる事実を証する資料（以下「資料」という。）を添えて、

呉市議会議長（以下「議長」という。）に対し、当該違反行為の存否についての審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- 2 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の内容及び資料を審査し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて審査請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、その補正をするよう求めることができる。
- 3 議長は、審査請求が第1項に規定する要件を満たしていないとき又は請求者が前項の規定による補正の求めに応じないときは、当該審査請求を却下することができる。

（解説）

政治倫理基準等に違反する行為の疑いがあった議員の審査請求に係る要件と手続を規定。

市民が審査請求する場合は、地方自治法第18条の規定により議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署が必要。選挙権を有する者とは、地方自治法第74条第5項に規定を準用。

議員が審査請求する場合は、議員の定数の8分の1以上で、かつ2以上の会派（呉市議会議員の会派及び代表者会議規程第2条による。）に所属する議員の連署が必要となる。

※2以上の会派に所属する議員の連署が必要なことについては、複数の会派にすることで公正で広範な視点による検証が必要であるとしたもの。

当該違反を疑うに足りる事実を証する資料とは、客観的に判断ができる資料であり、出所が明らかである書類、映像記録、音声記録等でなければならず、主観的なものや恣意的なものは資料として認められない。これらの資料等に不備がある場合、議長は請求者に補正を求めることができ、その補正に応じなければ請求を却下することができる。

（審査会の設置等）

第5条 議長は、審査請求を受けたときは、呉市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を審査会に付託する。

- 2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員のうちから議長が指名する。
- 4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、審査会において互選する。
- 5 審査会の定足数及び表決については、呉市議会委員会条例（昭和31年呉市条例第23号）第16条及び第17条の規定を準用する。
- 6 委員の任期は、次条第5項の規定による審査結果の報告が終了したときまでとする。ただし、委員が任期の途中で議員の職を失ったときは、その任期を終了する。

- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職又は議員の職を退いた後も、同様とする。
- 8 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(解説)

審査会の設置及び運営に関する規定。

審査会の委員は議員のうちから議長が指名する10人以内で、任期は審査結果の報告までとし、委員の任期中だけでなく、その職を退いた後も守秘義務があることを規定。

(政治倫理基準等違反の審査)

第6条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、当該審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反する行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、審査事案に関与したとされる議員（以下「関係議員」という。）に審査会の会議への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、第1項の審査を行うため、関係議員その他の者に対し事情聴取等の必要な調査を行うことができる。
- 4 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、審査会が特に許可した場合は非公開とすることができる。
- 5 審査会は、審査事案の審査が付託された日から90日以内に、その審査結果を議長に文書をもって報告しなければならない。
- 6 議長は、前項の規定による報告があった日から7日以内に、その報告文書の写しを当該審査請求をした者に送付するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

(解説)

審査会の審査方法に関する規定。

審査会の会議は原則公開とするが、関係者に不利益が生じるなど事案の内容によって公開することに支障があると委員の過半数が認めるときは会議を非公開とすることができる。

(議員の協力義務)

第7条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

(解説)

委員会審査の公平性の観点から、対象議員の協力義務を定めている。

(審査結果の措置)

第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、議員が政治倫理基準等に違反したと認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため次に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 議員辞職勧告決議の調整
- (2) この条例の規定を遵守させるための警告

(解説)

議長は、審査会から報告を受けた場合、議会内において議員辞職勧告決議の提案を調整させること、条例の規定を遵守させるための警告を行うことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

(解説)

この条例の施行に関し必要となる事項は、別に定めることを規定。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 議長は、この条例の施行後4年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

平成22年に策定した呉市議会基本条例第25条に政治倫理についての条項があるため、改選期に行っている議会基本条例の見直しの際に合わせて検討を行った。

- ・平成25年度（平成23年改選期は議会基本条例ができて間もなかったため、平成26年2月に検証）、平成27年度、令和元年度

政治倫理基準等に違反するような事案が発生したため、議会運営委員会において見直しを行った。

- ・令和3年度